

交通災害共済とは…

組合員の皆様が掛金を出し合い交通事故に遭われたときにお役立ていただく、助け合いの精神を基本にした共済制度です



加入について

加入
できる方

北九州市・中間市・水巻町・芦屋町・遠賀町・岡垣町・行橋市・苅田町・みやこ町にお住まいの方

- 上記市町内にお住まいの家族と一緒に申し込む区域外に就学中の学生の方 (区域外に就職した場合は加入できませんのでご注意ください)
- 上記市町内に勤務している方 (本人のみに限ります)
- 年齢や健康状態についての制限はありません。

出資金について

組合員になるために新規加入時には1世帯100円が必要です。

※組合を脱退された場合、請求に基づきお返しします。

共済期間について

毎年10月1日から翌年9月30日

ただし中途加入の場合は、加入申込日の翌日から9月30日まで。区域外に転出した場合も、共済期間は有効です。

10/1



翌年
9/30

中途加入の
場合

加入
申込日の
翌日

9/30

転出の
場合

転出

転出しても有効

9/30

家計にやさしい掛金が魅力です。
治療期間に応じて共済金が受け取れます。

一年間の掛金		1口加入 500円	2口加入 1,000円	3口加入 1,500円
共済金	最高	120万円	240万円	360万円

共済金支払いの対象となる交通災害

対象となる乗用具	対象となる交通災害	たとえば…
自動車、原動機付自転車、自転車、電動キックボード(注1)、身体障がい者用車いす (身体障がい者手帳(肢体)所持者が利用のものに限ります)等	道路上※で、交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故	●道路上で自転車運転中に誤って転倒したもの ●道路上を身体障がい者用車いすで走行中、側溝に転落したもの 等
電車、モノレール、ケーブルカー等	鉄道線路で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故	●電車に乗車中、急停車したことにより転倒したもの 等

※道路上:日本国内の「道路」および「一般交通の用に供するその他の場所(コンビニやスーパーの駐車場など不特定多数の歩行者や車両が自由に通行できる場所)」

※注1 道路交通法上の「車両」に該当する電動キックボードに限ります。

対象となる交通事故の例(日本国内に限る)

自転車で転倒



バスに乗車中
急ブレーキにより
転倒



歩行中に
自転車と接触



運転中電柱に衝突



共済金額(2口は倍額、3口は3倍額)支払いについて

交通事故による、7日間以上の入・通院が対象になり治療期間によって下記の等級を決定し支払われます。したがって、入院・通院を別々にお支払いしていません。

等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級		1等級
治療期間	7~29日間	30~89日間	90~179日間	180日以上	重度障害		死亡
					2級	1級	
通院のみ	1.7	2.3	3.0	3.8	110	120	120
入院日数	15日以上入院がある場合				(単位 万円)		
15~29日	2.5	2.8	3.5	4.3	入院期間が14日以下の場合は通院のみの場合と同額		
30~59日		4.0	4.5	5.0	※治療期間とは、治療の開始から治療が終わるまでの期間のことです。		
60~89日		5.0	5.5	6.0	※治療期間のうち、通院実日数が少ない場合、該当共済金が変わることがあります。		
90~119日			7.0	8.0	※1,2等級は、交通事故を直接の原因として365日以内に死亡または重度障害(身体障害者福祉法)になったとき		
120~149日			8.5	9.5			
150~179日			11.0	12.0			
180~239日				14.0			
240~299日				17.0			
300日以上				20.0			

協同の
財産



共済金の減額となる交通災害

こんなときは
共済金が減額
されます

- 運転者の法令に反する行為や単独災害
- 歩行者が、無理な道路横断をするなど、本人の過失による災害
- 警察に届け出をしていない災害で、交通事故証明書
の提出がなく「交通事故申立書」での請求(50%減額)

共済金が支払われない交通災害

こんなときは支払われません	たとえば…
契約者の故意 (重大な過失)による場合	●高速道路で逆走したことによる交通事故 ●鉄道線路上を歩行中に電車にひかれた 等
無免許運転や 酒気帯び運転による場合 (これらの事情を知りながら同乗していた場合)	●運転免許停止期間中に自動車を運転中の交通事故 ●酒気を帯びて車両(自転車を含む)を運転中の交通事故 等
犯罪行為中の場合	●ひき逃げをし逃走中の交通事故 ●盗んだ自動車を運転中の交通事故 等
不正に共済金の支給を 受けようとした場合	●飲酒運転による事故を隠ぺいして請求した場合 ●診断書等の内容を改ざんして請求した場合 等
地震その他の異常な天災に よる災害	●台風、地震、津波、噴火等が原因で交通災害を受けた場合 等